

国から教育訓練経費の
2割が支給される

教育訓練給付制度について

一般教育訓練給付制度とは？

働いている方々の自らの能力アップの取り組みを応援する制度です。

どのような方が利用できますか？

「受講開始日」(教材発送日)時点で、
次の両方をクリアしていれば利用の可能性があります。

雇用保険に加入している、または会社を辞めて1年以内

支給に必要な**加入期間**をクリアしている

初めての利用ならば、1年以上

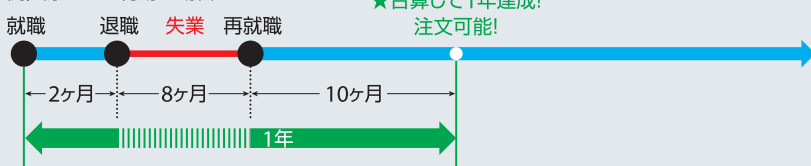
2回目以降ならば、直近の受給日から3年以上



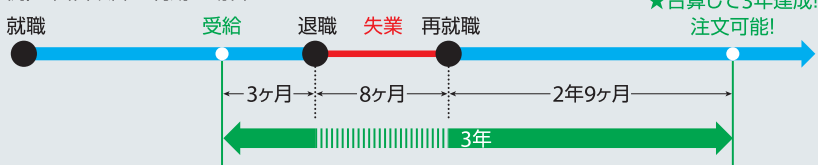
転職した場合は、再就職
までの期間が1年以内
であれば合算できます。

妊娠、出産、病気等の場合は会社
を辞めてから最大20年まで資格
を延長できる場合があります。

例) 初めての利用の場合



例) 2回目以降の利用の場合



利用するにはどうしたらいいですか？



※ 詳しくは裏面を
ご覧ください

教育訓練給付金制度対象講座のお申込み方法

資格の確認

制度を利用できるか、お客様の方でお手数ですがご確認ください。
ご自身で利用が可能か否かの判断が難しい場合には、「支給要件照会」をお勧めいたします。
お住まいのハローワークにてお手続き下さい。

ハローワーク所在地一覧→<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

照会手続きについて→本人・住居所を確認できる書類(運転免許証、住民票の写しなど)をご持参下さい。

お申込み・お支払い

●弊社ホームページのお申込みフォーム
●資料同封の専用申込用紙(黄)
のどちらかで「教育訓練給付を利用する」に☑
(お電話での受付はお受けいたしかねます)

教材到着後の申請方法

教材到着

教材到着後1週間

身分証明書類の提出

教材到着後、同封の封筒にて1週間以内にご本人の身分証明書(運転免許証や保険証等のコピー)を郵便局窓口から「簡易書留」扱いでご返送下さい。
※窓口で交付される「書留・特定記録郵便物等受領証」は大切に保管してください。

購入日から
31日以降
1年以内

購入日より
1年以内

学習を期限内に修了

「修了」には①と②両方満たすことが必要です。

- ①「標準学習期間内」(1年以内)に講義をすべて受講
 - ②「e-ラーニング修了テスト」で購入から1年以内に基準点以上の得点
- ※受講講座の資格試験には必ずしも合格する必要はございません。

修了証の申請

①②の修了後、発行された「修了書」のpdfデータを添付して弊社までメールでご連絡ください。
住所・氏名に変更がある場合、メールにご記載下さい。
購入日より31日後から申請できます。

修了証発行から
1ヶ月以内

申請内容確認後、「修了証明書」とハローワークでの手続きに必要な書類等を一式送付します。

支給申請手続

お住まいのハローワークでご本人様が1ヶ月以内にお手続きください。
(弊社が手続きを代行することはできません)

※やむを得ない理由があると認められた場合は、代理人または郵送による提出が可能です。
ハローワークに事前に必要書類等をお問合せください。

概ね1ヶ月以内

必要書類

〈弊社がお渡りする書類〉

- 教育訓練修了証明書
- 領収書
(クレジット払いの方はクレジット契約証明書)
- 返還金明細書(返金があった場合のみ)
- 教育訓練給付金支給申請書
- 教育訓練経費等確認書

〈ご本人様がご準備いただく書類〉

- 本人・住居所確認書類
- マイナンバー確認書類
- 雇用保険被保険者証(写)
- 本人名義の預金通帳(写)

銀行口座に振込

国から教育訓練経費(送料、代引手数料除く)の2割が支給されます